

The 33rd ordinary general meeting of shareholders.

第33回 定時株主総会招集ご通知 | 2020.11.26 (Thu.)

Magnify Life

いつもと世界が違って見える。

JINS は、そんなきっかけを人々に提供したいと願う。

人々の生き方そのものを豊かに広げ、

これまでにない体験へと導きたい。

だからこそ、私たちはメガネのその先について考え抜き、

「あたらしい、あたりまえ」を創り、

まだ見ぬ世界を拓いていく。

- to Magnify Life





第 33 回 定時株主総会招集ご通知

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 33 回定時株主総会を以下の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネットにより議決権を行使いただけます。後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2020 年 11 月 25 日（水）午後 6 時 30 分までに「事前議決権行使のご案内」（3 ページ）に従って議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

日 時	2020 年 11 月 26 日（木曜日）午前 10 時（受付開始午前 9 時）				
場 所	東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号 飯田橋グラン・ブルーム 29 階				
目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第 33 期（2019 年 9 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第 33 期（2019 年 9 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日まで） 計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第 1 号議案 剰余金の配当の件 第 2 号議案 取締役 4 名選任の件 第 3 号議案 監査役 1 名選任の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第 33 期（2019 年 9 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第 33 期（2019 年 9 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日まで） 計算書類報告の件	決議事項	第 1 号議案 剰余金の配当の件 第 2 号議案 取締役 4 名選任の件 第 3 号議案 監査役 1 名選任の件
報告事項	1. 第 33 期（2019 年 9 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第 33 期（2019 年 9 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日まで） 計算書類報告の件				
決議事項	第 1 号議案 剰余金の配当の件 第 2 号議案 取締役 4 名選任の件 第 3 号議案 監査役 1 名選任の件				

・本株主総会招集ご通知に添付しております株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

・第 33 回定時株主総会招集ご通知提供書面のうち、「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第 15 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://jinsholdings.com/jp/ja/>）に掲載しておりますので、本招集通知提供書面には記載しておりません。

・当社ウェブサイト：<https://jinsholdings.com/jp/ja/>

事前議決権行使のご案内

株主総会参考書類（10～14 ページ）をご検討の上、議決権の行使をお願い申し上げます。

事前の議決権行使には以下の 2 つの方法がございます。



TYPE A

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返信ください。

行使期限 2020年11月25日(水)午後6時30分



TYPE B

インターネットによる議決権行使

- 1 QRコードを読み取る方法（スマート行使）または
 - 2 ID/パスワード入力による方法
- ※詳しくは次ページをご覧ください。

行使期限 2020年11月25日(水)午後6時30分

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

Sample

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- | | |
|--------------|--|
| 第1号議案 | <ul style="list-style-type: none"> 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印 否認する場合 → 「否」の欄に○印 |
| 第2号議案 | <ul style="list-style-type: none"> 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印 否認する場合 → 「否」の欄に○印 一部の候補者を否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください |
| 第3号議案 | <ul style="list-style-type: none"> 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印 否認する場合 → 「否」の欄に○印 |

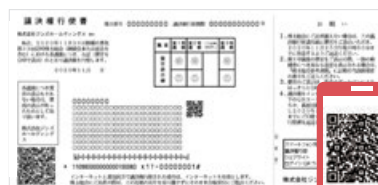
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際しては、以下の事項をご了承の上、ご行使ください。

方法 (1)

QRコードを読み取る方法（スマート行使）

1. 同封の議決権行使書用紙右下に記載の QR コード ㊟ をスマートフォンにて読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。（ID・パスワードのご入力は不要です）
2. 「スマート行使」による議決権行使は 1 回限りです。修正したい場合は、下記「ID・パスワード入力による方法」をご利用ください。



※ QR コードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

方法 (2)

ID・パスワード入力による方法

1. 「議決権行使ウェブサイト」（下記 URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

2. パスワード（株主様が変更されたものを含みます）は今回の総会のみ有効です。

重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- ・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- ・インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

その他

- ・インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。
- ・書面又は電磁的方法により事前に議決権を行使することができますが、当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意願います。

お問い合わせ

みずほ信託銀行証券代行部インターネットヘルプダイヤル
TEL 0120-768-524（フリーダイヤル）
受付時間：午前9時～午後9時（土・日・祝日を除く）



TOPICS

2019.11

次世代型店舗「JINS 渋谷パルコ店」オープン



ジンスのテクノロジーを結集した次世代型店舗、「JINS 渋谷パルコ店」がオープン。
メガネとコンタクトレンズの新しい購買体験を実現する次世代型店舗です。

世界初 MEGANE on MEGANE



メガネを掛けたまま違うメガネをバーチャル試着できる、世界初のサービス「MEGANE on MEGANE (メガネオン メガネ)」。

ご自身の視力矯正メガネを掛けたまま、試着したいメガネが画面上で顔に合成され、リアルタイムでバーチャル試着が可能です。

日本初 TOUCH & COLLECT



スマートフォンで購入できるコンタクトレンズの自動販売機「TOUCH & COLLECT (タッチ アンド コレクト)」。

JINS アプリまたは LINE で MY CODE (JINS 専用の QR コード) をかざすだけで、登録されているコンタクトレンズ受診情報が呼び出され、QRコード決済でそのまま人気の使い捨てコンタクトレンズ「JINS 1DAY」を買うことが可能です。

2019.12

JINS X Ronan & Erwan Bouroullec



JINS Design Project 第5弾「JINS X Ronan&Erwan Bouroullec」を発売。

パリを拠点とする兄弟デザイナー、ロナン&エルワン・ブルレック。二人の対話から生まれたジnzの新デザインは、軽やかで色あざやか。表情にときこみながら、その人の“姿”をつくるフレームで、フロントからテンプルへと伸びるなめらかな曲線も特色です。

2020.04

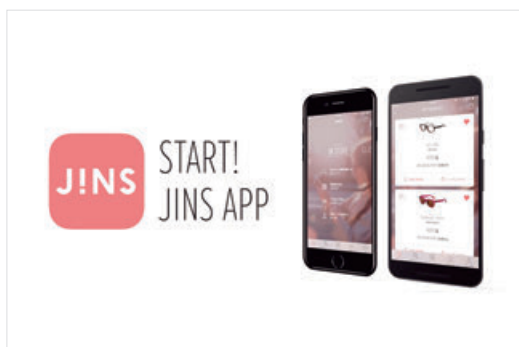
JINS SCREEN キャンペーン



テレワークやオンライン学習に励む方を応援するための施策として、ブルーライトカットレンズ「JINS SCREEN」のオプションレンズを無料でご提供するキャンペーンをJINS オンラインショップと一部店舗で実施。多くの方にご利用いただきました。

2020.08

JINSアプリ600万ダウンロード突破



今よりも便利に、お得にメガネが買える JINS オリジナルアプリが 600 万ダウンロードを突破しました。

Environment

サステナビリティの推進

不要になったアイウェアから 新たなアイウェアへ

日本環境設計株式会社が運営する製品プラスチックのリサイクル「BRING PLA-PLUS プロジェクト」に発足当初の2012年から参加し、不要になったプラスチックの眼鏡を回収してリサイクルする活動を行っています。

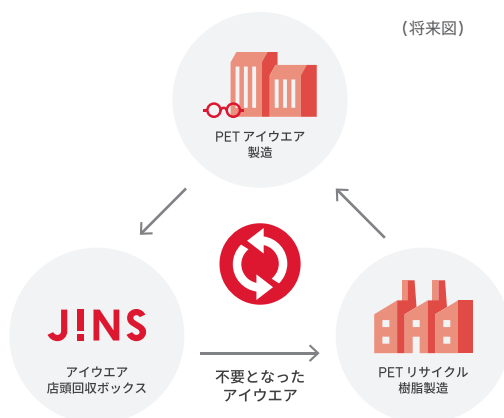
また、2020年には日本環境設計との間で資本提携を行いました。今後、両社の技術力やノウハウをさらに生かして、アイウェアの回収キャンペーンや循環再生型アイウェアの製造に向けて取り組み、アイウェアのサステナビリティを推進してまいります。



アイウェアの店頭回収プロジェクト



循環アイウェア製造

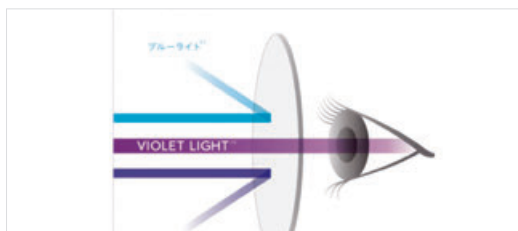


Social

子どもたちの未来への貢献

社会問題化する「近視」の予防に
向き合う取り組みを開始

世界的にも社会問題化している「近視」。
令和元年度学校保健統計調査では、裸眼視力 1.0 以下が小学生で 34.57% となるなど、小学校、中学校及び高等学校で過去最多となっています。
ジンズは慶應義塾大学医学部発ベンチャーと共に、近視の進行を抑制する可能性があると考えられる「バイオレットライト」の研究を推進し、医療機器の開発に向けた治験を開始しました。
また、産学連携の団体「近視予防フォーラム」に参画し、近視予防の啓発活動を支援しています。
子どもたちの明るい未来のために、アイウェア企業だからこそできる貢献をしています。



バイオレットライト



近視予防フォーラム HP

Governance

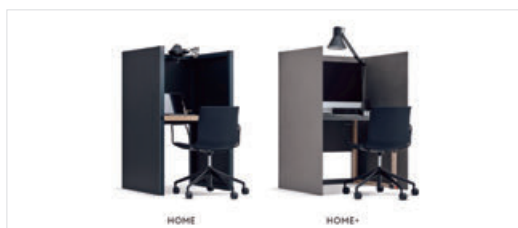
企業として成長し続けるために

事業領域を開拓し続ける
イノベーションガバナンスを推進

ジンズは既存事業の枠に留まらず、テクノロジー・サイエンスを活用した新たな事業領域を積極的に開拓することで成長し続けるための経営を実行しています。集中力を測るセンシングアイウェアである「JINS MEME」のデータやノウハウから、新事業「Think Lab」が立ち上がりました。
リモートワーク時代の働き方をサポートする「個人が最高に集中できる空間」として注目を浴び、多くの企業への導入やコラボ展開など可能性を拓けていきます。



スターバックスとコラボした Think Lab 銀座店



在宅での集中ニーズに応える Think Lab HOME



株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、中長期的な株主価値の増大を最重要課題と認識し、将来の事業展開に備えた適切な内部留保の充実と、株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を実現していくことを基本方針とし、連結配当性向 30% を目処に配当を実施しております。第 33 期の期末配当につきましては、当期の業績を踏まえ 1 株当たり 25 円といたしたいと存じます。

なお、詳細につきましては、次のとおりであります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金 25 円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は 583,506,375 円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020 年 11 月 27 日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。



候補者番号1 再任

たなか ひとし
田中 仁

生年月日

1963年1月25日

所有する当社の株式数
8,066,000株

取締役会出席状況
100% (15回 / 15回)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1988年7月 当社設立と同時に代表取締役社長に就任（現任）
- 2011年6月 株式会社ブランドニューデイ（現 株式会社フィールグッド）代表取締役に就任
- 2012年9月 吉姿商貿（瀋陽）有限公司 董事長に就任（現任）
- 2013年2月 晴姿商貿（上海）有限公司（現 晴姿（上海）企業管理有限公司）董事長に就任
- 2013年2月 晴姿美視商貿（北京）有限公司 董事長に就任（現任）
- 2013年12月 JINS US Holdings, Inc. CEO に就任（現任）
- 2015年5月 株式会社ジンスノーマ 代表取締役に就任（現任）
- 2015年6月 台灣晴姿股份有限公司 董事に就任
- 2015年6月 オイシックス株式会社（現 オイシックス・ラ・大地株式会社）社外取締役に就任（現任）
- 2015年12月 JINS CAYMAN Limited Director に就任（現任）
- 2016年2月 JINS ASIA HOLDINGS Limited Director に就任（現任）
- 2018年5月 株式会社ジンスジャパン（現 株式会社ジンス）代表取締役 CEO に就任（現任）
- 2018年12月 株式会社Think Lab 代表取締役 CEO に就任（現任）
- 2018年12月 台灣晴姿股份有限公司 董事長に就任（現任）
- 2019年3月 バルミュダ株式会社 社外取締役に就任（現任）



候補者番号2 再任

なかむら ゆたか
中村 豊

生年月日

1952年1月8日

所有する当社の株式数
480,000株

取締役会出席状況
100% (15回 / 15回)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2004年4月 当社取締役管理部ゼネラルマネジャーに就任
- 2005年5月 株式会社ヤマダ電機（現 株式会社ヤマダホールディングス）社外監査役に就任
- 2005年9月 当社専務取締役管理部ゼネラルマネジャーに就任
- 2007年12月 当社専務取締役管理部本部長に就任
- 2016年11月 当社取締役に就任（現任）



ここに のぼる
古谷 昇

生年月日
1956年11月13日
所有する当社の株式数
20,000 株
取締役会出席状況
100% (15回 / 15回)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2000年6月 株式会社ドリームインキュベータ 代表取締役役に就任
- 2005年3月 有限会社ピークル 代表取締役に就任（現任）
- 2005年6月 株式会社参天製薬 社外取締役に就任
- 2005年6月 コンビ株式会社 社外取締役に就任（現任）
- 2006年11月 当社社外取締役に就任（現任）
- 2013年3月 サンバイオ株式会社 社外取締役に就任（現任）
- 2018年3月 株式会社メドレー 社外取締役に就任（現任）

社外取締役候補者とする理由

古谷昇氏につきましては、豊富な経営者経験及び幅広い見識等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- （注1）古谷昇氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって14年であります
（注2）当社は、古谷昇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
（注3）当社は、古谷昇氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度としております。



こくりょう じろう
國領 二郎

生年月日
1959年7月19日
所有する当社の株式数
1,300 株
取締役会出席状況
80% (12回 / 15回)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1982年4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社
- 1992年6月 ハーバード大学経営学博士
- 1993年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科助教授
- 2000年4月 同教授
- 2003年4月 慶應義塾大学環境情報学部教授
- 2005年5月 慶應義塾大学 SFC 研究所長
- 2006年4月 慶應義塾大学総合政策学部教授（現任）
- 2009年4月 慶應義塾大学総合政策学部長
- 2013年5月 慶應義塾常任理事（現任）
- 2017年11月 当社社外取締役に就任（現任）

社外取締役候補者とする理由

國領二郎氏につきましては、大手通信会社での勤務経験並びに学識者としての経営及びIT等に関する幅広い経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- （注1）國領二郎氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
（注2）当社は、國領二郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
（注3）当社は、國領二郎氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度としております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役前田夏彦氏と監査役大野勝則氏は辞任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案が原案どおり承認可決された場合、監査役が1名減員となりますが、引き続き法令及び定款に定める監査役の員数は満たしております。また、監査役3名全員は社外監査役であり、監査の実効性は引き続き確保されるものと考えております。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。



候補者

新任

社外

ありむら

まさとし

有村 正俊

生年月日

1958年1月13日

所有する当社の株式数

- 株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

- 1982年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
- 2009年1月 SMBC ローンアドバイザー株式会社 取締役
- 2013年6月 SMBC 信用保証株式会社 取締役
- 2014年6月 SMBC グリーンサービス株式会社 社外監査役
- 2019年6月 SMBC 信用保証株式会社 専務取締役

社外監査役候補者とする理由

長年にわたる金融機関での勤務経験およびその関連会社での経営経験を当社の監査に活かしていただきたいため、社外監査役の候補者としていたしました。

特別の利害関係

有村正俊氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

その他監査役候補者に関する特記事項

- ・有村正俊氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額であります。
- ・有村正俊氏は新任候補者であります。

以上



提供書面

事業報告

2020年8月期
2019年9月1日 - 2020年8月31日

企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

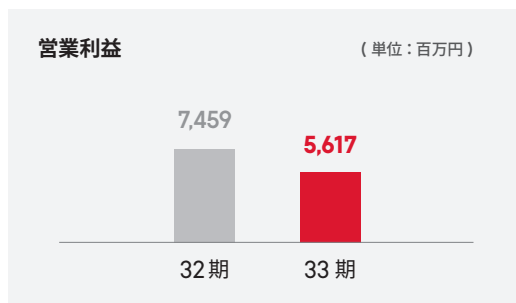
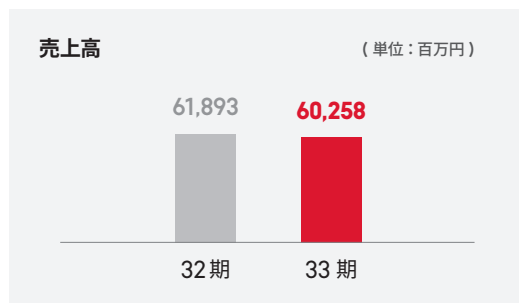
当連結会計年度（2019年9月1日～2020年8月31日）における国内経済は、上半期は相次ぐ自然災害の影響及び消費税率引き上げによる消費マインド低下の懸念の中、個人消費は持ち直しつつありました。しかしながら、下半期は2020年2月下旬に新型コロナウイルスに関する政府の緊急対応策が発表されて以降、景気への悪影響が出始め、2020年4月上旬の政府による緊急事態宣言発表から5月下旬に宣言が解除されるまでの期間は社会経済活動が大幅に抑制され、景気は急速に悪化いたしました。一方、世界経済に目を向けると、2020年初頭より中国において影響が顕在化し始めた新型コロナウイルスの感染拡大が世界各国に波及し、中国のみならず欧米、新興国においても景気は急速に悪化し、今なお世界各国で厳しい状況が続いております。

また、国内眼鏡小売市場（視力矯正眼鏡）は、2016年3月以降、前年同期比マイナスの傾向が続いており、足元では新型コロナウイルスの影響を大きく受けております。

このような市場環境の中で、当社グループのアイウェア事業では、経営課題として掲げている商品ラインアップの多様化及び接客力、店舗オペレーション力の向上などの取り組みを進めてまいりました。また国内アイウェア事業においてさらなる成長を実現していくために、イノベティブなプロダクトの開発や店舗オペレーションの効率化に注力しました。商品開発につきましては、「近視のない世界の実現」に向けた取り組みの一環として、バイオレットライトを用いた近視進行抑制メガネ型医療機器開発の共同プロジェクトを進めており、当連結会計年度の研究開発費の総額は332百万円となりました。

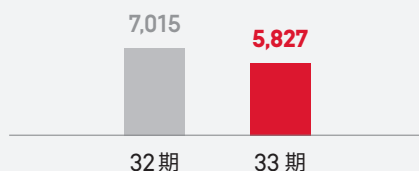
店舗戦略につきましては、引き続きショッピングモールや郊外ロードサイドへの出店を加速しつつ、新たな顧客体験を提案する次世代型店舗をオープンするなど、お客様がより求めやすい店舗の開発を進め、店舗基盤の強化に努めてまいりました。しかしながら、2020年4月上旬に政府から発表された緊急事態宣言を受け、国内アイウェア事業では最大360店舗の営業を自粛することとなり業績に大きな影響が出ておりましたが、緊急事態宣言解除後には一部店舗で時短営業があったものの速やかに全店開業いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響により、お客様の生活様式が大きく変革し、デジタルトランスフォーメーションが加速しており、ネットショップやデリバリービジネスなど対面を伴わない商取引やオンライン会議をはじめとしたネット環境を活用したリモートワークが拡大しております。当社グループでは、このような新しい生活様式による行動の変化に柔軟に対応していくことが大きなビジネスチャンスと捉えており、よりお客様に利便性の高い購買体験を提供できるECサイト、携帯アプリの刷新を進め、売上高に占めるEC比率の上昇を目指すとともに、デスクワークを中心とした従業員にはリモートワークを推進し、業務の効率化や生産性の向上に努めております。

財務ハイライト

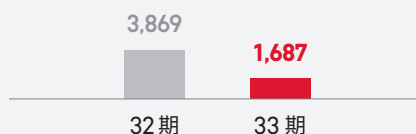


経常利益

(単位:百万円)

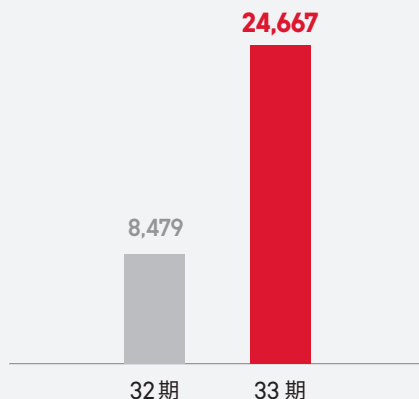
親会社株主に帰属する
当期純利益

(単位:百万円)



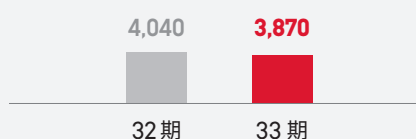
現金及び現金同等物

(単位:百万円)



フリーキャッシュフロー※

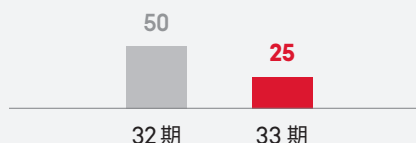
(単位:百万円)



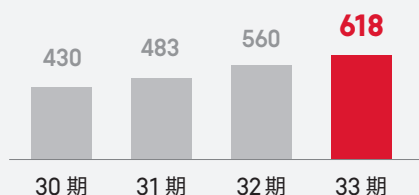
※営業活動によるキャッシュフロー + 投資活動によるキャッシュフロー

1株当たり配当金

(単位:円)



JINS 店舗数 (連結)



店舗展開につきましては、当連結会計年度末におけるアイウェア専門ショップの店舗数は、国内直営店 415 店舗、海外直営店 203 店舗 (中国 162 店舗、台湾 30 店舗、香港 6 店舗、米国 5 店舗) の合計 618 店舗となりました。

なお、当社は 2020 年 2 月にアイウェア事業のさらなる拡大及び新規事業の開発や持続的成長を可能にするための投資等を目的とした総額 200 億円のユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。

また、本新株予約権付社債の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響を緩和し資金調達を円滑に実行するため、約 50 億円の自己株式を取得いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は引き続き一式単価の上昇はあるものの、新型コロナウイルスの影響による客数の減少により 60,258 百万円 (前年同期比 2.6%減) となりました。営業利益は一式単価の上昇に伴い売上高総利益率は改善しているものの、売上高の減少により 5,617 百万円 (前年同期比 24.7%減) となりました。経常利益は 5,827 百万円 (前年同期比 16.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は 1,687 百万円 (前年同期比 56.4%減) となりました。

国内アイウェア事業

2020年8月末時点

国内店舗数

 **415** 店舗

JINS 国内店舗数

 **43** 店舗

うち国内ロードサイド店舗数

国内アイウェア事業につきましては、「ドラえもん」を JINS ならではの視点でデザインした「JINS ドラえもんモデル」や多くの女性から絶大な人気を誇るヘアメイクアップアーティストのイガリシノブとコラボレートした「JINS ×イガリシノブ」などのコラボレート商品が好評だった他、フレームのフロントとテンプルを繋ぐヒンジ（丁番）をなくすことでこれまでにないフィット感とかけ心地を実現した「Airframe Hingeless」が好調に推移いたしました。また 12,000 円の価格帯で発売している「Combi Slim Airframe」が期を通じて順調な売れ行きだったことにより、一式単価が上昇いたしました。しかしながら、2020 年 4 月上旬に政府から

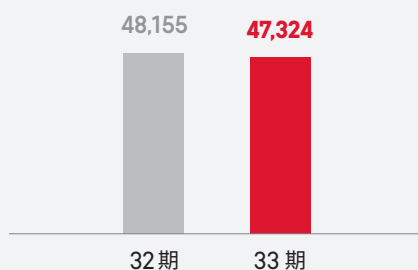
発表された緊急事態宣言を受け、最大 360 店舗の営業を自粛することとなり、業績に大きな影響がありました。緊急事態宣言解除後は、メガネが生活必需品ということもあり、店舗においては比較的速やかに客数は回復し、またブルーライトカットレンズの追加料金無料キャンペーンなどによりオンラインショップでの売上が大きく伸長しました。

店舗展開につきましては、国内直営店舗数は 415 店舗（出店 40 店舗、退店 4 店舗）となりました。

以上の結果、国内アイウェア事業の業績は、売上高 47,324 百万円（前年同期比 1.7%減）、営業利益 5,942 百万円（前年同期比 17.9%減）となりました。

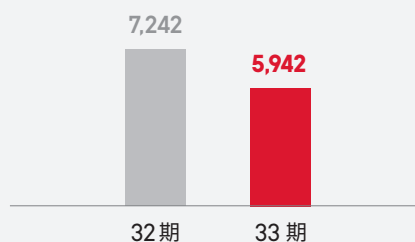
売上高

（単位：百万円）



営業利益

（単位：百万円）



2020.03

JINS Airframe Hingeless



「空気のようなかけ心地で累計販売本数 2,000万本突破!」 Airframeの新シリーズ「Airframe Hingeless」を発売。
合わせて、長谷川博己さん出演の新CMもオンエア

2019.11

JINS MOISTURE



乾燥から目を守る、保湿メガネ「JINS MOISTURE」を
リニューアル発売

2020.08

Styles



アクセサリ感覚で、その日の気分や“なりたい自分”の雰囲気
気で選べるメガネ「Styles」を発売

2020.01

Collaboration

ドラえもん



ドラえもん50周年記念「JINS ドラえもんモデル」を2020年
1月1日元旦に発売

2020.06

Collaboration

イガリシノブ



細部まで計算されたイガリシノブ氏監修のオリジナルアイウ
エア「JINS ×イガリシノブ」を発売

海外アイウェア事業

2020年6月末時点

海外店舗数

 **162** 店舗

中国

 **30** 店舗

台湾

 **6** 店舗

香港

 **5** 店舗

米国

海外アイウェア事業につきましては、中国においては、新型コロナウイルスの影響により2020年1月下旬に武漢市で都市封鎖が行われたことを皮切りに、春節以降も長期間に渡り全国的に移動制限がかかるなど社会経済活動が大幅に抑制され、最大で85店舗の休業を余儀なくされました。

台湾においては、上半期は国内景気の回復を背景に既存店売上高は順調に伸長しておりました。新型コロナウイルスの影響も政府の対策が功を奏しており、一時的にやや消費に落ち込みが見受けられたものの、足元では回復傾向が持続しております。

香港においては、政情不安によるデモ騒動の影響により閉店を余儀なくされた店舗があり、また新型コロナウイルスの影響による消費の落ち込みも相まって、業績に少なからず影響が出ております。

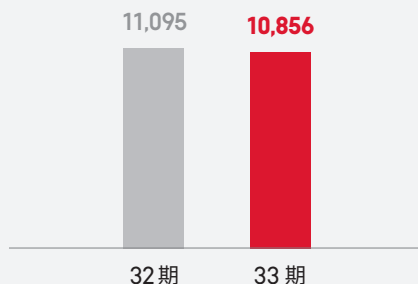
米国においては、引き続き既存店売上高の高成長が継続しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により2020年3月中旬より州政府による都市封鎖がなされ、2ヵ月間に亘り全店舗で休業することとなりました。店舗が休業する中、オンラインでの販売に注力し、EC販売は大幅に伸長しております。

店舗展開につきましては、中国直営店162店舗（出店26店舗、退店8店舗）、台湾直営店30店舗（出店2店舗、退店なし）、香港直営店6店舗（出店2店舗、退店なし）、米国直営店5店舗（出店、退店なし）の合計203店舗となりました。

以上の結果、海外アイウェア事業の業績は、売上高10,856百万円（前年同期比2.2%減）、営業損失9百万円（前年同期は営業利益360百万円）となりました。

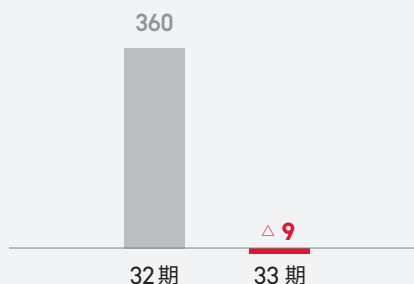
売上高

（単位：百万円）



営業利益又は損失(△)

（単位：百万円）



China Topics

JINS 上海環球金融中心店が、
Red Dot Award 2020 を受賞

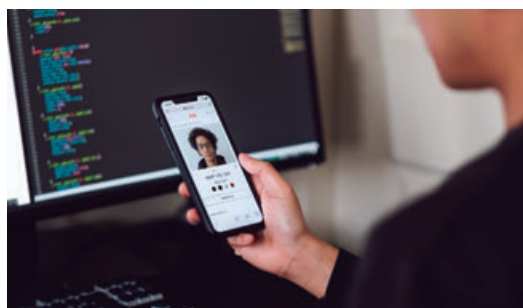
Product Design 部門 - Interior Architecture
and Interior Design カテゴリーで最高賞「Red Dot
Winner 2020 Best of the Best」を受賞



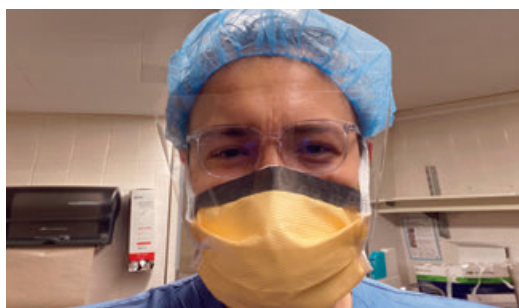
reddot winner 2020
best of the best



US Topics



オンラインショップでバーチャル・トライ・オンを開始



コロナ禍の中第一線で働く医療従事者へ600本の眼鏡を寄付

Taiwan Topics



コロナ禍で働く医療従事者へ眼鏡を寄付



「第二回 JINS 望遠鏡プロジェクト」花蓮縣新城小学校の
子どもたちに社会見学プログラムを提供するため JINS 台湾
本社に招待

セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

事業名 / 期	第 33 期 (2020 年 8 月期・当連結会計年度)		
	金額	構成比	前年同期比
国内アイウエア事業	47,324 百万円	78.5%	△ 1.7%
海外アイウエア事業	10,856 百万円	18.0%	△ 2.2%
雑貨事業	2,078 百万円	3.4%	△ 21.4%
合計	60,258 百万円	100.0%	△ 2.6%

(2) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行 5 行と極度額 258 億円、120 百万円、15 百万香港ドル及び 13 百万台湾ドルの当座貸越契約を締結しております。

また、運転資金及び店舗出店数等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、2017 年 8 月 29 日付にて取引銀行と 80 億円のコミットメントライン契約を締結しております。

さらに、2020 年 2 月にアイウエア事業の更なる拡大及び新規事業の開発や持続的成長を可能にするための投資等を目的とした総額 200 億円のユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資等につきましては、店舗の出店及び改装等を行い、敷金及び保証金を含めた設備投資総額は、4,853 百万円となっています。事業部門別の内訳は、次のとおりであります。

【国内アイウエア事業】

ジンズ渋谷パルコ店をはじめ、アイウエア専門ショップの新規出店 40 店舗、改装 17 店舗による敷金及び保証金等を含め、3,906 百万円の投資を実施いたしました。

【海外アイウエア事業】

海外におけるアイウエア専門ショップの新規出店 26 店舗、改装 6 店舗による敷金及び保証金等を含め、889 百万円の投資を実施いたしました。

【雑貨事業】

メンズ雑貨専門ショップの新規出店 2 店舗、改装 1 店舗による敷金及び保証金等を含め、57 百万円の投資を実施いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分、新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。





(8) 対処すべき課題

当社グループの中長期的な経営戦略達成のための対処すべき課題は以下のとおりであります。

1. 商品ラインアップの多様化

当社グループは、ブランドビジョンである「Magnify Life」の実現に向け、お客様に価値ある商品を提供できるよう価格を見直し、商品ラインアップを拡充してまいりました。しかしながら、20代から30代のお客様には引き続き高い支持をいただいている一方で、眼鏡装着率の高い40代以降のお客様に向けた品揃えの更なる強化が重要な課題であると認識しております。そこで、視力矯正及び非矯正メガネの両面でクオリティやデザインを持続的に向上させ、全世代に向けた品揃えの充実に取り組んでまいります。



2. イノベーティブなプロダクト開発の強化

当社グループは、これまで「JINS MEME」や「JINS Violet+」といったお客様に革新的な商品を提供できるよう開発に注力してまいりました。また、「近視のない世界の実現」に向けた取り組みの一環として、バイオレットライトを用いた近視進行の抑制を目的としたメガネ型医療機器の開発の共同プロジェクトに着手しております。

引き続き、お客様との双方向のコミュニケーションを重ねながら、お客様のニーズにマッチした商品を安定的かつ継続的に開発し提供できるよう取り組んでまいります。



3. 持続的な店舗展開の推進

当社グループは、国内の店舗展開として、都心部や地方の中核都市及びその近郊、広域型ショッピングセンター、百貨店や駅ビル等を中心に出店を行うとともに、一部郊外ロードサイドの出店を行う等、ロケーションの多様化を推進してまいりましたが、単一フォーマットによる店舗展開を行っていたため、ロケーションに合わせた店舗フォーマットやMD（マーチャンダイジング）の多様化が重要な課題であると認識しております。そこで、今後の出店戦略を更に積極的に展開するためにも、ロケーションに沿った店舗フォーマットの構築やMD展開の確立を重点的に行い、新規出店に対する基盤強化を進めてまいります。



4. デジタルトランスフォーメーションの推進

当社グループは、かねてよりECサイトでの販売やアプリの活用を進めておりますが、当社グループを取り巻く社会環境においては新型コロナウイルスの影響による外出規制に端を発した新しい生活様式が定着し、ネットショップやデリバリービジネスなど対面を伴わない商取引が拡大しております。今後も更にECサイトでの販売やアプリの活用を推し進め、操作性や機能の向上、新規サービスの導入等による利便性の高い購買体験を提供してまいります。また、店舗オペレーションに限らず、本部における商品管理、業績管理等の業務においてもより高度なデジタル化を図り、最適化、効率化を進めることでコスト削減に努めてまいります。



5. SPA 体制の効率化と堅確化

当社グループは、高品質かつ圧倒的な低価格での商品提供を可能にしている最大の原動力は、企画から販売までを一貫して行う SPA 体制にあると認識しております。

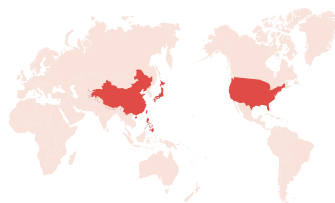
そこで、このバリューチェーンを構成する各セクションの人材の育成・確保に注力するとともに、システム化を推進し、一層の効率化と堅確化に取り組んでまいります。



6. グローバル展開の推進

当社グループが、今後とも持続的な成長を成し遂げるためには、グローバル展開の推進が重要であります。海外ビジネスを拡大していくためには人的リソースが不十分であると認識しております。

今後、海外ビジネスに精通した人材の確保と海外人材の採用を積極的に行い、市場環境調査や経営管理面での充実を図り、効率的な海外展開が可能となるよう経営基盤を強化してまいります。



7. サステナビリティ活動の推進

当社グループは、ブランドビジョンである「Magnify Life」に基づく持続的な企業価値の向上の一環として、ESG を意識した取り組みに注力してまいります。

具体的な取り組みは次の通りです。

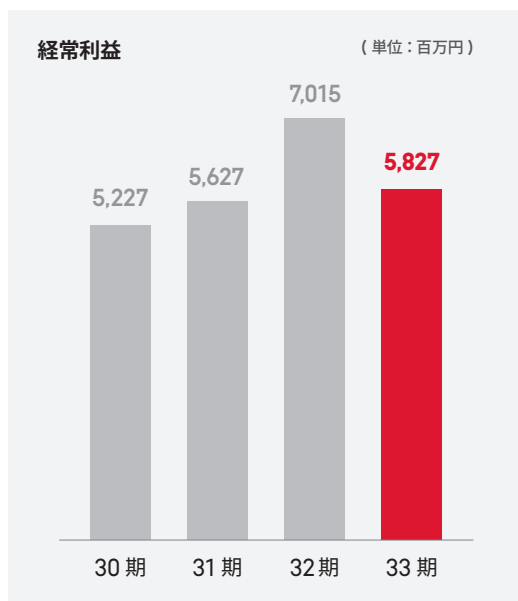
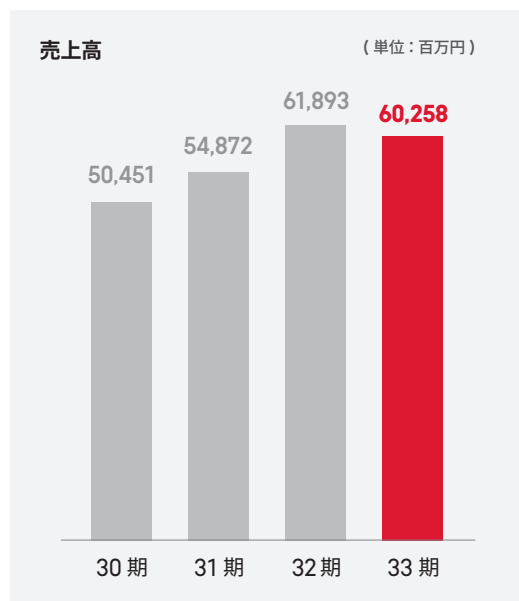
- ・フレームのリサイクル活動やリユース素材の活用を検討といった環境への取り組みを進めております。
- ・災害時の復興支援活動や見る育講座の実施等の社会貢献活動を通じて、すべてのステークホルダーの方々に豊かで広がりのある未来を提供できるよう取り組みを進めてまいります。
- ・BCP(事業継続計画)の観点から、第2本社設置、物流2拠点化、生産拠点の分散等に取り組んでおります。



(9) 財産及び損益の状況

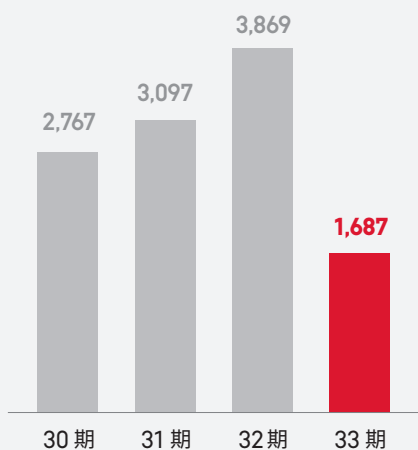
区 分	30期 (2017年8月期)	31期 (2018年8月期)	32期 (2019年8月期)	33期 (2020年8月期)
売上高 (百万円)	50,451	54,872	61,893	60,258
経常利益 (百万円)	5,227	5,627	7,015	5,827
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,767	3,097	3,869	1,687
1株当たり当期純利益 (円)	115.44	129.17	161.40	71.49
総資産 (百万円)	30,354	31,499	36,628	53,392
純資産 (百万円)	17,515	19,707	22,370	17,763
1株当たり純資産額 (円)	730.52	821.95	933.01	761.05

財産及び損益の状況の推移グラフ



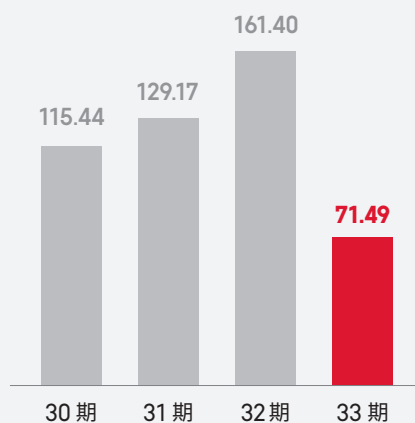
親会社株主に帰属する
当期純利益

(単位：百万円)



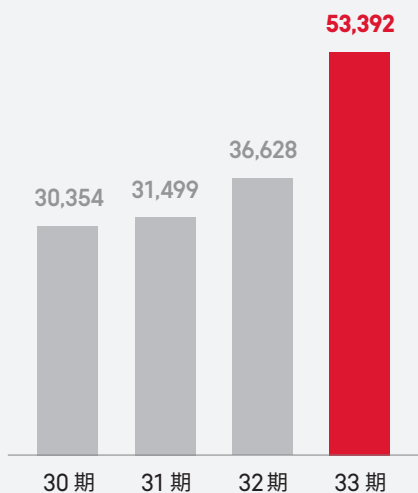
1 株当たり当期純利益

(単位：円)



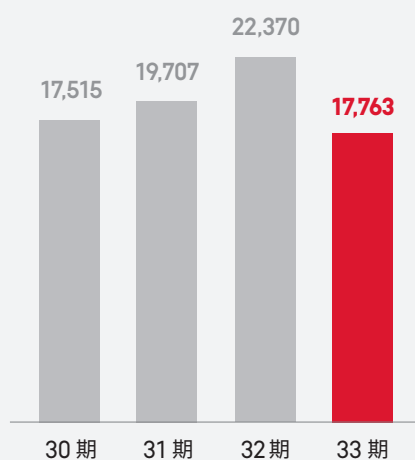
総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



(10) 主要な事業内容（2020年8月31日現在）

事業区分	事業内容
国内アイウェア事業	アイウェア（眼鏡、サングラス、その他眼鏡周辺商品）の企画・生産・流通・販売など
海外アイウェア事業	海外におけるアイウェア（眼鏡、サングラス、その他眼鏡周辺商品）の販売など
雑貨事業 ^(注1)	メンズ及びレディースのバッグ、帽子、アクセサリ等服飾雑貨の企画・生産・流通・販売など

（注1）株式会社フィールグッドによる雑貨事業は2020年8月31日付で撤退いたしました。

(11) 重要な子会社の状況（2020年8月31日現在）

【親会社の状況】

該当事項はありません。

【重要な子会社の状況】

会社名	資本金	議決権比率 ^(注1)	重要な事業内容
株式会社ジンズ	110,000 千円	100.0%	日本におけるアイウェアの企画・生産・流通・販売
株式会社フィールグッド ^(注2)	50,000 千円	100.0%	メンズ及びレディースのバッグ、帽子、アクセサリ等服飾雑貨の企画・生産・流通・販売
吉姿商貿(瀋陽)有限公司	1,000 千米ドル	100.0% (100.0%)	中国におけるアイウェアの販売
晴姿(上海)企業管理有限公司	19,450 千米ドル	100.0% (100.0%)	中国におけるアイウェアの販売
晴姿美視商貿(北京)有限公司	700 千米ドル	100.0% (100.0%)	中国におけるアイウェアの販売
JINS US Holdings, Inc.	19,000 千米ドル	100.0%	米国におけるアイウェア事業の統括
JINS Eyewear US, Inc.	18,980 千米ドル	100.0% (100.0%)	米国におけるアイウェアの販売
JINS CAYMAN Limited	3.38 米ドル	100.0%	アジアにおけるアイウェア事業の統括
JINS ASIA HOLDINGS Limited	190,432 千香港ドル	100.0% (100.0%)	アジアにおけるアイウェア事業の統括
台灣晴姿股份有限公司	81,000 千台湾ドル	100.0%	台湾におけるアイウェアの販売
JINS Hong Kong Limited	15,000 千香港ドル	100.0% (100.0%)	香港におけるアイウェアの販売
株式会社 Think Lab	100,000 千円	98.4%	オフィススペースの企画・運営・管理・コンサルティング

（注1）議決権比率欄の（ ）内は、当社の子会社等が所有する議決権の比率を内数で示しております。

（注2）2020年9月30日をもって解散し、2021年8月期中に清算結了を予定しています。

(12) 主要な営業所の状況 (2020年8月31日現在)

当社	所在地
本社	群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4
東京本社	東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号 飯田橋グラン・ブルーム 30 階

子会社	本社所在地	店舗数
株式会社ジーンズ	群馬県前橋市	415 店舗 (注1)
株式会社フィールグッド	東京都千代田区	7 店舗
吉姿商貿(瀋陽)有限公司	中国遼寧省瀋陽市	7 店舗 (注2)
晴姿(上海)企業管理有限公司	中国上海市	148 店舗 (注2)
晴姿美視商貿(北京)有限公司	中国北京市	7 店舗 (注2)
JINS Eyewear US, Inc.	米国カリフォルニア州	5 店舗 (注2)
台灣晴姿股份有限公司	台湾台北市	30 店舗 (注2)
JINS Hong Kong Limited	中国香港特別行政区	6 店舗 (注2)
株式会社 Think Lab	東京都千代田区	2 店舗

(注1) 株式会社ジーンズ 地域別直営店舗数

北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	合計
10 店	25 店	188 店	62 店	68 店	25 店	37 店	415 店

(注2) 2020年6月30日現在の店舗数を記載しています。

(13) 使用人の状況（2020年8月31日現在）

【企業集団の使用人の状況】

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,707 名 [1,251 名]	169 名増 [278 名増]

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 使用人数欄の〔外書〕は、臨時従業員（1年以下の有期雇用契約者である準社員、契約社員及びアルバイト、並びにパートタイマー（主に1日8.0時間換算））の年間平均雇用人員数であります。
3. 使用人数が前連結会計年度末比で169名増加していますが、主として店舗数の増加によるものです。

【当社の使用人の状況】

使用人数	事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
53 名 [5 名]	1 名増 [-]	38.8 歳	6.3 年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
2. 使用人数欄の〔外書〕は、臨時従業員（1年以下の有期雇用契約者である準社員、契約社員及びアルバイト、並びにパートタイマー（主に1日8.0時間換算））の年間平均雇用人員数であります。

(14) 主要な借入先の状況（2020年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,030 百万円
株式会社三井住友銀行	966 百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況 (2020年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

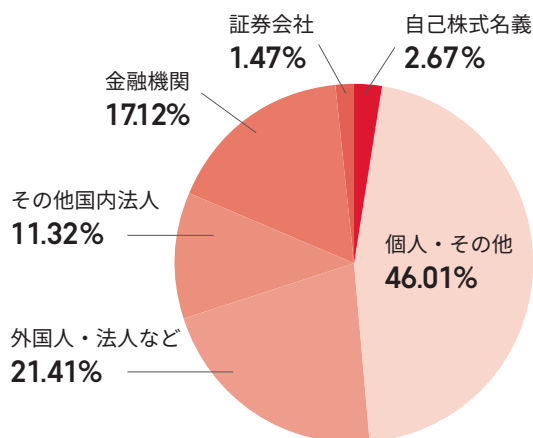
73,920,000 株

(2) 発行済株式の総数

23,980,000 株 (自己株式 639,745 株を含む)

(3) 株主数

9,581 名



(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
田中 仁	8,066,000 株	34.56 %
合同会社マーズ	1,200,000 株	5.14 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,130,400 株	4.84 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	992,200 株	4.25 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	891,400 株	3.82 %
株式会社ジュピター	600,000 株	2.57 %
株式会社ヴィーナス	600,000 株	2.57 %
TAIYO FUND, L.P.	483,000 株	2.07 %
中村 豊	480,000 株	2.06 %
BNYM TREATY DTT 15	403,100 株	1.73 %

- (注) 1. 株式会社日本カストディ銀行の持株数 2,021,800 株は信託業務に係るものであります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分 116,700 株、投資信託設定分 950,300 株、その他信託設定分 954,800 株となっております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数 992,200 株は信託業務に係るものであります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分 88,400 株、投資信託設定分 609,300 株、その他信託設定分 294,500 株となっております。
3. 持株比率は自己株式 (639,745 株) を控除して計算しております。

会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年8月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田中 仁	代表取締役 CEO	株式会社フィールグッド 代表取締役 吉姿商貿（瀋陽）有限公司 董事長 晴姿（上海）企業管理有限公司 董事長 晴姿美視商貿（北京）有限公司 董事長 JINS US Holdings, Inc. CEO JINS CAYMAN Limited Director JINS ASIA HOLDINGS Limited Director 台灣晴姿股份有限公司 董事長 株式会社ジンズノーマ 代表取締役 オイシックス・ラ・大地株式会社 社外取締役 株式会社ジンズ 代表取締役 バルミュダ株式会社 社外取締役 株式会社 Think Lab 代表取締役
中村 豊	取締役	吉姿商貿（瀋陽）有限公司 董事 晴姿（上海）企業管理有限公司 董事 晴姿美視商貿（北京）有限公司 董事 JINS US Holdings, Inc. CFO 台灣晴姿股份有限公司 監察人
古谷 昇	取締役	有限会社ビークル 代表取締役 コンビ株式会社 社外取締役 サンバイオ株式会社 社外取締役 株式会社メドレー 社外取締役
國領 二郎	取締役	慶應義塾大学総合政策学部 教授 慶應義塾 常任理事
前田 夏彦	常勤監査役	吉姿商貿（瀋陽）有限公司 監事 晴姿（上海）企業管理有限公司 監事 晴姿美視商貿（北京）有限公司 監事
大野 勝則	常勤監査役	—
大井 哲也	監査役	TMI総合法律事務所 弁護士 株式会社マーケットエンタープライズ 社外監査役 株式会社トゥエンティーフォーセブン 社外監査役 テックファームホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） TMI プライバシー&セキュリティコンサルティング株式会社 代表取締役
太田 諭哉	監査役	株式会社スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役社長 税理士法人スパイラル 代表社員

（注）1. 取締役古谷昇氏及び國領二郎氏は、社外取締役であります。

2. 監査役前田夏彦氏、大野勝則氏、大井哲也氏及び太田諭哉氏は、社外監査役であります。

3. 当社は、古谷昇氏、國領二郎氏及び太田諭哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 監査役太田諭哉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役	4 名	90 百万円
監査役	4 名	22 百万円
合計	8 名	113 百万円

(注) 1. 取締役の報酬限度額は 2005 年 11 月 25 日開催の第 18 回定時株主総会において年額 200 百万円以内と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は 2005 年 11 月 25 日開催の第 18 回定時株主総会において年額 50 百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

【他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係】

氏 名	区 分	兼職先及び兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	古谷 昇	有限会社ビークル 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		コンビ株式会社 社外取締役	
		サンバイオ株式会社 社外取締役	
		株式会社メドレー 社外取締役	
	國領 二郎	慶應義塾 常任理事	
		慶應義塾大学総合政策学部 教授	
監査役	前田 夏彦	—	—
	大野 勝則	—	—
	大井 哲也	TMI 総合法律事務所 弁護士	同事務所との間で法務顧問契約を締結しております。当社が当該法務顧問契約に基づき、当事業年度中に同事務所に支払った報酬総額は、当事業年度の販売管理費の 1.0%未満であります。
		株式会社マーケットエンタープライズ 社外監査役	
		株式会社トゥエンティフォーセブン 社外監査役	
		テックファームホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）	
		TMI プライバシー&セキュリティコンサルティング株式会社 代表取締役	
	太田 諭哉	株式会社スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役社長	重要な取引その他の関係はありません。
		税理士法人スパイラル 代表社員	

【各社外役員の主な活動状況】

区分	氏名	主な活動状況
取締役	古谷 昇	当事業年度開催の取締役会 15 回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行なっております。
取締役	國領 二郎	当事業年度開催の取締役会 15 回中 12 回に出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行なっております。
監査役	前田 夏彦	当事業年度開催の取締役会 15 回及び監査役会 14 回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行なっております。
監査役	大野 勝則	2019年11月28日就任以降に開催された取締役会11回及び監査役会10回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行なっております。
監査役	大井 哲也	当事業年度開催の取締役会 15 回中 12 回及び監査役会 14 回中 13 回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行なっております。
監査役	太田 諭哉	当事業年度開催の取締役会 15 回中 14 回及び監査役会 14 回全てに出席し、必要に応じ、主に会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行なっております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第 370 条及び当社定款第 24 条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が 6 回ありました。

【責任限定契約に関する事項】

当社は、2015年11月26日開催の第 28 回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款の規定に基づき当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

a. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。

b. 監査役の責任限定契約

当社と監査役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。

【社外役員の報酬等の総額】

社外役員の報酬等の総額等	人数：6 名	報酬等の額：37 百万円
--------------	--------	--------------

【記載内容についての社外役員の意見】

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	50百万円
ロ、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	15百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65百万円

- (注) 1. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務について対価を支払っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。



連結計算書類等

連結計算書類

連結貸借対照表（2020年8月31日現在）

（単位：百万円）

科目	当期	前期 (ご参考)	科目	当期	前期 (ご参考)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	35,104	19,734	流動負債	12,838	10,669
現金及び預金	24,667	8,479	買掛金	1,745	1,370
受取手形及び売掛金	4,484	4,396	短期借入金	1,753	1,979
商品及び製品	4,344	5,211	一年内返済予定の長期借入金	1,064	181
原材料及び貯蔵品	241	234	未払金及び未払費用	4,296	3,755
その他	1,366	1,413	リース債務	571	698
貸倒引当金	—	△ 0	賞与引当金	49	—
固定資産	18,288	16,868	未払法人税等	2,175	1,839
有形固定資産	9,168	8,893	未払消費税等	844	337
建物及び構築物	7,274	6,876	資産除去債務	47	—
機械装置及び運搬具	95	80	その他	289	507
工具、器具及び備品	535	618	固定負債	22,791	3,589
リース資産	1,064	1,222	転換社債型新株予約権付社債	20,211	—
建設仮勘定	199	96	長期借入金	294	1,135
無形固定資産	2,240	2,153	リース債務	623	807
リース資産	80	236	資産除去債務	517	506
その他	2,159	1,916	その他	1,143	1,139
投資その他の資産	6,879	5,821	負債合計	35,629	14,258
投資有価証券	687	200	(純資産の部)		
長期貸付金	759	652	株主資本	18,050	22,513
繰延税金資産	1,043	748	資本金	3,202	3,202
敷金及び保証金	4,317	4,156	資本剰余金	3,228	3,179
その他	70	63	利益剰余金	16,622	16,133
繰延資産	—	25	自己株式	△ 5,002	△ 1
開業費	—	25	その他の包括利益累計額	△ 287	△ 143
			為替換算調整勘定	△ 287	△ 143
資産合計	53,392	36,628	純資産合計	17,763	22,370
			負債純資産合計	53,392	36,628

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2019年9月1日から2020年8月31日まで）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）
売上高	60,258	61,893
売上原価	13,560	14,550
売上総利益	46,698	47,343
販売費及び一般管理費	41,080	39,884
営業利益	5,617	7,459
営業外収益	838	264
受取利息	45	5
受取手数料	38	61
受取賃貸料	7	7
還付消費税等	627	127
為替差益	27	—
その他	93	62
営業外費用	628	708
支払利息	178	155
社債発行費	90	—
支払手数料	10	4
不動産賃貸費用	313	309
開業費償却	25	35
為替差損	—	130
その他	9	73
経常利益	5,827	7,015
特別利益	527	—
助成金収入	527	—
特別損失	2,674	776
固定資産除却損	161	121
減損損失	541	592
店舗閉鎖損失	55	19
店舗臨時休業による損失	1,213	—
事業撤退損失	662	—
その他	40	42
税金等調整前当期純利益	3,681	6,238
法人税、住民税及び事業税	2,189	2,587
法人税等調整額	△ 195	△ 218
当期純利益	1,686	3,869
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	△ 0	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,687	3,869

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2020年8月31日現在）

（単位：百万円）

科目	当期	前期 (ご参考)
(資産の部)		
流動資産	18,384	4,879
現金及び預金	14,985	542
前払費用	209	387
関係会社短期貸付金	4,415	3,702
その他	917	854
貸倒引当金	△ 2,143	△ 606
固定資産	18,399	21,118
有形固定資産	481	527
建物	456	494
構築物	0	0
工具、器具及び備品	24	30
リース資産	—	1
建設仮勘定	0	—
無形固定資産	960	977
商標権	0	1
ソフトウェア	895	746
リース資産	42	100
ソフトウェア仮勘定	22	128
投資その他の資産	16,957	19,613
投資有価証券	597	110
関係会社株式	3,103	2,061
関係会社長期貸付金	12,193	16,362
長期前払費用	6	5
繰延税金資産	383	418
敷金及び保証金	673	653
その他	0	0
資産合計	36,784	25,998

科目	当期	前期 (ご参考)
(負債の部)		
流動負債	2,206	2,549
一年内返済予定の長期借入金	1,015	122
リース債務	42	61
未払金	994	1,017
未払費用	72	74
未払法人税等	21	1,100
未払消費税等	30	144
賞与引当金	11	—
その他	17	28
固定負債	20,938	1,765
転換社債型新株予約権付社債	20,211	—
長期借入金	—	1,015
リース債務	0	43
長期未払金	492	473
資産除去債務	233	233
負債合計	23,144	4,314
(純資産の部)		
株主資本	13,640	21,684
資本金	3,202	3,202
資本剰余金	3,179	3,179
資本準備金	3,157	3,157
その他資本剰余金	22	22
利益剰余金	12,260	15,304
利益準備金	8	8
その他利益剰余金	12,252	15,295
別途積立金	60	60
繰越利益剰余金	12,192	15,235
自己株式	△ 5,002	△ 1
純資産合計	13,640	21,684
負債純資産合計	36,784	25,998

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2019年9月1日から2020年8月31日まで）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）
売上高	－	39,577
営業収益	3,761	632
売上高及び営業収益合計	3,761	40,209
売上原価	－	9,030
売上総利益	3,761	31,178
販売費及び一般管理費	4,048	25,208
営業利益又は損失（△）	△ 286	5,970
営業外収益	173	218
受取利息	172	68
受取賃貸料	0	15
受取手数料	－	126
その他	0	7
営業外費用	1,679	702
支払利息	12	18
不動産賃貸費用	－	202
支払手数料	99	3
為替差損	30	131
貸倒引当金繰入額	1,536	314
その他	0	33
経常利益又は損失（△）	△ 1,792	5,485
特別損失	40	335
固定資産除却損	0	86
店舗閉鎖損失	－	6
関係会社株式評価損	－	200
その他	40	42
税引前当期純利益又は損失（△）	△ 1,833	5,150
法人税、住民税及び事業税	△ 23	1,893
法人税等調整額	35	31
当期純利益又は損失（△）	△ 1,844	3,225

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年10月23日

株式会社ジンスホールディングス
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 片岡 直彦 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 三木 練太郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジンスホールディングスの2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジンスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020 年 10 月 23 日

株式会社ジンスホールディングス
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 片岡 直彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三木 練太郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社ジンスホールディングスの 2019 年 9 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日までの第 33 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月27日

株式会社ジンズホールディングス 監査役会

常勤社外監査役 前田 夏彦 印

常勤社外監査役 大野 勝則 印

社外監査役 大井 哲也 印

社外監査役 太田 諭哉 印

MEMO





J!NS